自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の二十八第一項及び第八十六条の二十九の表中「第八十八条の十六」を「第八十八条の十七」に改める。

第八十八条の十七第一項及び第二項中「及び第百十五条の二十三」を「、第百十五条の二十三及び第百十五条の二十四」に改め、同条を第八十八条の十八とする。

第八十八条の十六中「並びに第八十八条の十三第一項」を「、第八十八条の十三第一項並びに第八十八条の十四第一項」に、「第八十八条の十四第二項ただし書」を「第八十八条の十五第二項ただし書」に改め、同条を第八十八条の十七とする。

第八十八条の十五中「並びに第八十八条の十三第一項」を「、第八十八条の十三第一項並びに第八十八条の十四第一項」に改め、同条を第八十八条の十六とする。

第八十八条の十四第一項中「並びに第八十八条の十三第一項」を「、第八十八条の十三第一項並びに第八十八条の十四第一項」に改め、同条を第八十八条の十五とする。

第八十八条の十三の次に次の一条を加える。

（津波防災地域づくりに関する法律の特例に関する手続）

第八十八条の十四　法第百十五条の二十四第一項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二十五条の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2　前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の二十四第二項の規定により当該通知を受けた津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3　第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の二十四第一項に規定する行為をするに当たつては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

別表第二十四中「第八十八条の十三」を「第八十八条の十四」に改め、同表の備考2中「　　島」」の次に「、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」」を加え、同表の備考3中「水域の占用」等」の次に「、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」等」を加える。

附　則

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

告　示

○法務省告示第五百八十二号

在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示

第一　目的

この告示は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）及びこれらに基づく命令（以下「入管法令等」と総称する。）に基づき、並びに入管法令等を実施するため、在留カード又は特別永住者証明書に係る漢字氏名の表記等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二　定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　在留カード　入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。

二　特別永住者証明書　特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。

三　漢字氏名　漢字を使用した氏名をいう。

四　正字　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇二二一号（以下「国際符号化文字集合」という。）に規定する漢字（国際符号化文字集合附属書JA日本文字部分レパートリに該当するものに限る。）及び別表第一に定める漢字をいう。

五　簡体字等　漢字のうち、正字と認められないものをいう。

六　文字コード　国際符号化文字集合に規定する基準形式による文字の符号化表現をいう。

七　文字コード等　文字コード及び国際符号化文字集合に規定する私用文字として別表第二に定める文字の符号化表現をいう。

第三　漢字氏名の保有・表記原則

一　入管法令等に規定する手続により外国人の漢字氏名の情報を保有する場合には、国際符号化文字集合附属書Sに規定する統合手順により各文字コードごとに統合の上、法務大臣が適当と認める字体で保有するものとする。ただし、国際符号化文字集合に規定のない漢字については、この限りでない。

二　在留カード、特別永住者証明書その他入管法令等に規定する様式に外国人の漢字氏名を表記するときは、前号の規定による字体を用いることができる。

第四　在留カード等への正字表記

一　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の七第一項及び第四項の規定により、在留カードに漢字氏名を表記（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。）するときは、次のイ又はロに定めるところによる。

イ　第三の一の漢字のうち、正字と認められるものについては、別表第三に定めるところにより、当該正字等を表記する。

ロ　第三の一の漢字のうち、簡体字等については、別表第三に定めるところにより、正字に置き換えて表記する。

二　前号の規定は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成三年法務省令第二十七号）第五条第一項及び第四項の規定により、特別永住者証明書に漢字氏名を表記（特例法第八条第五項の規定による記録を含む。）するときに準用する。

第五　公示

一　法務大臣は、第四の一のロ（第四の二において準用する場合を含む。）の規定により正字に置き換えて表記したときは、当該簡体字等と当該正字との対応関係（文字コード等に係る対応関係をいう。以下同じ。）を公示するものとする。ただし、当該対応関係が既に公示されている場合は、この限りでない。

二　前号の公示は、別表第四に当該対応関係を追加することによって行う。

附　則

1　この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

2　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書に漢字氏名として記載されている可能性のある簡体字等について、この告示の施行後に第四の一のロ（第四の二において準用する場合を含む。）の規定により正字に置き換えることとした場合における当該簡体字等と当該正字との対応関係は、別表第四のとおりとする。